厚木市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月28日

厚木市長　山口　貴裕

令和８年厚木市規則第49号
令和８年10月28日公布

厚木市事務分掌規則の一部を改正する規則

厚木市事務分掌規則（昭和56年厚木市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第４条市民交流部くらし交通安全課の項第８号及び第９号中「セーフコミュニティ」を「セーフシティあつぎ」に改め、同項第10号を削り、同項第11号中「セーフコミュニティ」を「セーフシティあつぎ」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号から第20号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、令和８年11月４日から施行する。